

# 1 学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、定期試験の受験や通学定期券等の購入時に必要です。学生証は「常に携帯」し、請求のあったときはすぐ提示できるようにしなければなりません。

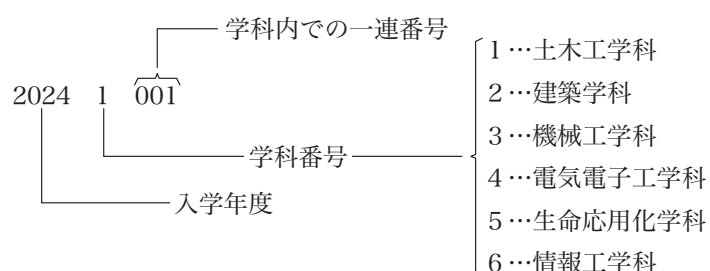
## ① 学生証の交付及び有効期限

工学部入学時に交付された学生証は、卒業時まで使用します。ただし、学生証裏面学籍シール（以下「学籍シール」）は毎年度、貼り替える必要があります。

## ② 学生番号の意味

学生証に記載された8桁の数字を学生番号といい、卒業後の証明書発行時などにも使用します。なお、学生番号は次のような意味を持っています。

令和6年度入学の土木工学科1年次生1番の例



| 氏 名        | 学 年              | 学 部                     |
|------------|------------------|-------------------------|
| 通学校舎所在地    | 福島県郡山市田村町徳定字中河原1 | 有効期限 2025年3月31日<br>日本大学 |
| 現住所        | (経由)             |                         |
| 通学区間       | (経由)             |                         |
| 通学定期乗車券発行控 | 発行年月日            | 発行年月日                   |
| 備 考        | 発行年月日            | 発行年月日                   |

学生証裏面学籍シール

また、転科・編入学・再入学・転入による学籍異動の場合の学生番号については、別に定めるものとします。

## ③ 学生証に関する注意事項

学生証の取扱いについては次のとおりです。

- (1) 学生証は常に携帯し、本学教職員から請求があったときは、いつでも提示しなければなりません。
- (2) 学生証は、通学定期乗車券又は学生割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員から請求があったときは、いつでも提示しなければなりません。
- (3) 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。
- (4) 学生証を紛失したときは、直ちに教務課に届け出て指示を受けてください。
- (5) 学生証は、卒業（修了）・退学等によって学籍を失ったときは直ちに教務課へ返還してください。
- (6) 「学籍シール」を貼付していない学生証は無効となります。なお、「学籍シール」の有効期限は当該年度内のみです。
- (7) 「学籍シール」は、毎年4月のオリエンテーション・ガイダンス時に交付しますので、直ちに「学籍シール」を貼付または貼り替えてください。これにより学生証としての効力を発します。
- (8) 通学定期乗車券の購入を希望する場合は、「学籍シール」の通学区間を記入する必要があります。
- (9) 次の場合は、年度途中であっても「学籍シール」を新たに貼り替えなければなりません。新しい「学籍シール」は、学生課で交付を受けてください。

ア 現住所が変更になった場合

イ 通学区間（通学定期乗車券購入者が対象）が変更になった場合

ウ 「通学定期乗車券発行控」欄が記入できなくなった場合